

○神奈川県立音楽堂条例施行規則（平成7年3月31日規則第51号）

神奈川県立音楽堂条例施行規則

平成7年3月31日
規則第51号

改正	平成9年3月25日規則第12号	平成14年3月29日規則第29号
	平成17年3月29日規則第54号	平成20年7月25日規則第77号
	平成23年3月29日規則第18号	平成26年7月15日規則第81号
	令和元年6月25日規則第15号	令和5年3月10日規則第14号

神奈川県立音楽堂条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立音楽堂条例施行規則

(指定管理者指定申請書)

第1条 神奈川県立音楽堂条例（平成7年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立音楽堂指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

全部改正〔平成17年規則54号〕

(指定管理者の公募の公告)

第2条 知事は、指定管理者を公募するときは、インターネットの利用その他の方法により次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

全部改正〔平成17年規則54号〕、一部改正〔令和5年規則14号〕

(指定管理者の指定の基準)

第3条 条例第5条第6号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要な人材を確保することができること認められること。
- (2) 県民の音楽芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立音楽堂（以下「音楽堂」という。）の役割を適切に担えること。

追加〔平成17年規則54号〕

(利用の申込み)

第4条 条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用月（利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月をいう。以下同じ。）の12月前の月の初日から利用日の7日前（承認を受けた者が当該承認に係る利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として、当該利用の日時と別の日時に利用しようとする場合にあっては、3日前）までに指定管理者に申し込まなければならない。この場合において、国際的な催し等で当該期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するときは、利用月の15月前の月の初日から14月前の月の末日までに申し込むことができる。

2 前項前段に定める期間内において指定管理者が別に定める期間に、同一日時の利用の申込み（承認を受けた者が当該承認に係る利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として、当該利用の日時と別の日時に利用しようとするためのものを除く。）が、2以上の申込者によりされたときは、指定管理者は、抽せんを行い、申込者を定める。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者及び神奈川県が芸術文化の振興を図ることを目的として設立した公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「財団」という。）が催しを主催又は共催する場合は、指定管理者及び財団は、同項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。

一部改正〔平成14年規則29号・17年54号・20年77号・23年18号・26年81号〕

(利用の制限)

第5条 条例第11条第2項第4号に規定する音楽堂の管理上支障があると認められるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 音楽堂を引き続き指定管理者が別に定める期間を超えて利用するとき。
- (2) その他知事が音楽堂を利用することが不相当と認めるとき。

一部改正〔平成14年規則29号・17年54号〕

(入場の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、音楽堂への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) その他管理上支障があると認められる者

一部改正〔平成14年規則29号・17年54号〕

(遵守事項)

第7条 音楽堂を利用する者（承認を受けた者又は利用目的に応じて入場した者をいう。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に音楽堂の施設及び設備を利用しないこと。
- (2) 附属設備を音楽堂外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく特別の設備をしないこと。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (8) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (9) 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (10) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 係員の指示に従うこと。

一部改正〔平成14年規則29号・17年54号〕

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

追加〔平成14年規則29号〕、一部改正〔平成17年規則54号〕

(入場料を徴収しない場合の定義)

第9条 条例別表第1に規定する利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 入場者から当該催し等に係る対価を直接又は間接に徴収しない場合
- (2) 入場者が当該催し等に要する経費を直接又は間接に負担しない場合

一部改正〔平成14年規則29号・17年54号〕

附 則

(施行期日)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日規則第12号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第29号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成15年7月1日以後の利用に係る申込みについて適用し、同日前の利用に係る申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月29日規則第54号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正前の第3条から第15条まで及び第17条の規定は、平成18年9月1日（同日前に神奈川県立音楽堂条例の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第35号）による改正後の神奈川県立音楽堂

条例（平成7年神奈川県条例第3号）第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年7月25日規則第77号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第18号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月15日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔平成17年規則54号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕